

水環境いばらき

[社団法人 茨城県水質保全協会 会報]

平成18年3月1日

第2号

MIZUKANKYOU IBARAKI



梅の好文亭(水戸市偕楽園にて)

- 浄化槽法の一部を改正する法律
平成18年2月1日より施行
- 平成18年度
浄化槽管理士講習会茨城会場 開催決定
- 平成16年度法定検査結果 (2)



設備業六団体「新春のつどい」開催

1月26日(木)水戸市内において、設備業六団体合同の「新春のつどい」が開催されました。茨城県知事、県議会議員、各関係団体の代表者等、来賓を含め約200名が出席しました。茨城県管工事業協同組合連合会横須賀会長の開会の言葉から始まり、茨城県消防設備協会熊坂会長が、代表として挨拶しました。また、橋本昌県知事、自民党県連幹事長の長谷川大紋県議、加藤浩一水戸市長より祝辞を頂き、2時間にわたり盛大に行われました。



橋本 昌県知事



六団体長の挨拶

嘱託採水員講習会開催

10月26日(金)協会事務所において、本年度第2回目の講習会を開催し30名が受講しました。

また、2月17日(金)には、第3回目の講習会を開催し7名が受講し、一年間で55名の嘱託採水員が誕生しました。

来年度も引き続き実施する予定でありますので、嘱託採水員の養成にご協力をお願い致します。



嘱託採水員講習会

浄化槽教室開催

県・筑西市・協会の共催により、11月24日筑西市協和公民館で、24名の住民が出席して、浄化槽教室が開催されました。

環境問題等に関心をもっている方が多く、講義の内容に熱心に耳を傾けていました。

講義終了後も疑問に思っていたこと等、多くの方から質問がありましたが、企画開発課浅賀課長の、わかりやすい説明もあり、浄化槽を正しく使用していくうえで、保守点検・清掃・法定検査が必要であることを理解していただきました。

浄化槽教室は今後も引き続き開催していく予定です。



浄化槽教室(筑西市)

○本年度開催した浄化槽教室

平成17年 11月24日	筑西市	24人出席
平成18年 1月26日	つくば市	30人出席
2月15日	石岡市	10人出席

大好きいばらき県民まつり

環境フェア開催

平成17年11月12日(土) 13日(日)の2日間つくばエクスプレスが開通したこともあり、みらい平駅周辺において、大好きいばらき県民まつり・環境フェアが開催されました。

当協会は、環境フェアに出展し、浄化槽のカットモデルの展示、パンフレットの配布、また来場者には、浄化槽クイズや、紙芝居を通して浄化槽を正しく使用することの大切さを啓発しました。



浄化槽の展示



「紙芝居風景」

平成18年度 浄化槽管理士講習会 茨城会場開催

浄化槽管理士講習会の茨城会場を下記のとおり開催致します。

- 開催時期 平成18年6月12日(月)～24日(土)(13日間連続です)
- 開催場所 水戸市民会館/茨城県民文化センター／(その他)
(日によっていずれかの会場になります)
- 受講料金 129,700円(浄化槽設備士資格取得者で受講一部免除を選択する者120,200円)
- 受付期間 4月24日(月)～5月1日(月)
- 受講資格 学歴、実務経験を一切問いません。(どなたでも受講できます)
- 定員 100名(先着順)

※詳細については、当協会総務課までお問い合わせ下さい。



平成18年度 浄化槽設備士試験実施案内

浄化槽設備士試験受験申請書類は当協会総務課で、平成18年3月1日(水)から頒布します。

- 試験日 平成18年6月4日(日)
- 試験地 仙台市・東京都・名古屋市・大阪府・福岡市
- 受験手数料 17,800円
- 受付期間 平成18年4月3日(月)～4月17日(月)

詳細については

(財) 浄化槽設備士センター

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-3 4丁目ビル5階
TEL.03-3237-6591
ホームページ <http://www.wwtee.or.jp>

受験申請書類は1組400円、郵送請求の場合は、600円を現金書留で送金して下さい。

平成18年度浄化槽推進関係国予算(案)について

1 健全な水環境に資する浄化槽の整備促進 26,429 百万円

污水处理施設の効率的・効果的な整備を図るとともに、循環型社会の形成を推進するため、健全な水環境に資する浄化槽整備の一層の促進に必要な予算を計上。

○**循環型社会形成推進交付金** 13,679 百万円

循環型社会形成推進交付金に浄化槽の整備に要する予算を計上。

○**地域再生基盤強化交付金（污水处理施設整備交付金）** 12,750 百万円

(内閣府に計上)総額 137,700 百万円の内数

- ・地域再生計画に基づいて、環境省、農林水産省、国土交通省所管の污水处理施設の整備を効率的に行うために、事業間での融通や年度間での事業量の変更が可能な予算。

※なお、従来からあった浄化槽整備補助金は、循環型社会形成推進交付金制度へ移し替えられた。

循環型社会形成推進交付金

(単位:百万円)

	平成17年度予算額	平成18年度予算額(案)	対前年度比
浄化槽整備事業総額	(27,357)26,429	(27,235)26,429	(99.6)100.0
循環型社会形成推進交付金	(3,928)3,000	(14,485)13,679	(368.8)456.0
污水处理施設整備交付金(内閣府計上)	(7,500)7,500	(12,750)12,750	(170.0)170.0
浄化槽整備費補助金	(15,929)15,929	(0)0	(-)ー

※()は、内閣府(沖縄)、国土交通省(北海道、離島)計上分を含めた額

2 国の支援措置の充実・強化のための助成制度の見直し

○**基準額の特例の創設**

- ・合併処理浄化槽の設置に伴う単独処理浄化槽の撤去費を基準額の特例として助成対象とする。
- ・既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換を推進するため、単独処理浄化槽を撤去しなければ合併処理浄化槽を設置できない場合で、次の要件を満たす場合は基準額の特例を適用する。

対象地域 ・湖沼水質保全特別措置法の指定地域

対象浄化槽 ・使用開始後10年以内の単独処理浄化槽

・水質汚濁防止法の水質総量規制の指定地域

対象要件 ・現行の助成制度で対応できない場合

・水質汚濁防止法の生活排水対策重点地域

○**基準額の適正化**

通常浄化槽の基準額について実勢価格を参考に適正化を図る。(現在のところ新基準額は未だ示されていない)

17年度茨城県関係の浄化槽整備費補助金 循環型社会形成推進交付金、污水处理施設整備交付金の内示

浄化槽整備費補助金

(単位:千円)

浄化槽設置整備事業費補助金			浄化槽市町村整備推進事業			合計		
市町村数	基数	国庫補助額	市町村数	基数	国庫補助額	市町村数	基数	国庫補助額
51	1,861	252,178	3	170	56,498	54	2,031	308,676

循環型社会形成推進交付金

(単位:千円)

交付金数 総基本額	平成17年度		平成18年度 以降基本額
	基本額	単年度交付	
2,221,980	445,002	148,332	1,776,978

污水处理施設整備交付金

(単位:千円)

総事業費	交付限度額	17年度交付総額		交付残高
		事業額	交付額	
2,102,614	700,868	503,417	167,886	532,982

北海道市、北茨城市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、小川町、美野里町、城里町、岩瀬町、鉾田町、美浦村、河内町、八千代町、境町

浄化槽法の一部を改正する法律が施行

浄化槽法の一部を改正する法律が平成18年2月1日から施行されました。前回の会報では、主な改正点をお知らせしましたが、その後平成17年9月には「浄化槽法施行規則の一部を改正する省令(環境省令第9号)が公布され、また平成17年11月には環境省廃棄物・リサイクル対策部長から都道府県知事等に「浄化槽法の一部を改正する法律の施行について」の通知が出されています。

当協会としましては改正法の趣旨に沿って維持管理の徹底と法定検査率の向上に一層努めてまいりますので会員各位のご協力をお願いいたします。

今回は環境省廃棄物・リサイクル対策部長通知の概要をお知らせします。

1. 目的の明確化

法の目的に、「公共用水域等の水質の保全」を明示するとともに、「し尿」を「し尿及び雑排水」に改めた。

2. 放流水の水質基準の創設

浄化槽からの放流水の水質を担保するため、環境大臣は放流水の水質について次のとおり技術上の基準を定めた。

生物化学的酸素要求量(BOD)が20mg/L以下であること及びBOD除去率が90%以上であること。

3. 7条検査の検査期間の見直し

(1)浄化槽の処理技術や管理技術の進歩により、浄化槽の機能が安定化する

までの期間が変わることに柔軟に対応できるよう、7条検査の検査期間を環境省令で次のとおり定めた。

浄化槽の使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月

(2)ただし、平成18年2月1日以前に浄化槽法の規定による設置届出がされている浄化槽又は建築基準法の規定による確認済証の交付を受けている浄化槽については従前どおりとした。

浄化槽の使用開始後6ヶ月を経過した日から2ヶ月

4. 浄化槽の維持管理に対する都道府県の監督規定の強化

(1)法定検査についての勧告及び命令等

①法定検査の受検率を向上させ、適正な維持管理を徹底するため、知事は浄化槽管理者に対して必要な指導及び助言をすることができることとした。

②知事は、浄化槽管理者が検査を受けていないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し検査を受けるべき旨の勧告をすることができることとした。

- ③知事は、勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくて勧告に係る措置をとらなかったときは、措置をとるべきことを命ずることができることとした。
- ④命令に違反した者は、30万円以下の過料に処することとした。

(2) 指定検査機関から都道府県への検査結果の報告

都道府県が浄化槽の維持管理に対して適正かつ効率的に指導監督が行えるようにするため、指定検査機関は、毎月末までにその前月中に実施した検査について下記事項その他都道府県が必要とする事項を知事に報告しなければならないこととした。

- ・検査年月日 ・浄化槽管理者の氏名、住所 ・浄化槽の設置場所
- ・浄化槽製造業者名、型式
- ・浄化槽の工事、保守点検、清掃を行った業者名
- ・検査の結果（不適正であった場合はその原因）

(3) 使用廃止の届出

- ①浄化槽の設置状況を確実に把握するため、浄化槽管理者は、浄化槽の使用を廃止したときは、その日から30日以内に下記事項を環境省の定める様式により知事に届け出なければならないこととした。
 - ・浄化槽管理者の氏名、住所 ・浄化槽の設置場所
 - ・使用廃止年月日 ・浄化槽の種類 ・廃止の理由
- ②使用廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処することとした。
- ③知事は浄化槽の設置状況を確実に把握するため、浄化槽の設置に関わる台帳を整備するよう努めること。また、既に廃止されている浄化槽及び設置の届出がなされていない浄化槽についても、指定検査機関等との連携の下、その把握に努めること。

5. 報告徴収及び立入検査に係る規定の整備

- (1)行政庁が行う報告徴収の対象に、浄化槽管理者から委託を受けた保守点検業者及び浄化槽管理士を追加した。
- (2)行政庁が行う立入検査の対象に、浄化槽製造業者並びに浄化槽管理者から委託を受けた保守点検業者及び浄化槽管理士を追加した。

(参 考)

過料：行政上の秩序を維持するための金銭罰。過料は刑罰（死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料がある）ではないので刑事訴訟法の定める手続きによらず、非訴事件手続法により、処されるべき者の住所地の地方裁判所において科される。

平成16年度法定検査結果 (2)

16年度7条検査処理方式別BOD検査結果

(合併10人槽以下で、用途は専用住宅。ただし、使用人員が不明なものは除く)

構造例示型 (処理目標水質: 20mg/ℓ以下)

〈処理目標水質達成率 76.2%〉

BOD	検査基数	割合	平均BOD	平均人槽	平均使用人員	平均人槽比
10.0) =	428	54.6%	5.0	6.3	3.6	0.57
10.1 ~ 20.0	169	21.6%	13.8	6.1	3.7	0.61
20.1 ~ 30.0	91	11.6%	24.0	6.0	4.0	0.67
30.1 ~ 40.0	41	5.2%	34.7	6.4	4.1	0.64
40.1 ~ 50.0	18	2.3%	44.4	6.7	4.4	0.66
50.1 ~ 60.0	10	1.3%	55.5	5.8	5.1	0.88
60.1 ~ 70.0	12	1.5%	65.2	6.6	4.8	0.73
70.1 ~ 80.0	4	0.5%	73.3	6.8	3.0	0.44
80.1 ~ 90.0	3	0.4%	82.1	5.7	4.7	0.82
90.1 ~ 100.0	3	0.4%	95.5	6.3	5.0	0.79
100.0 <	5	0.6%	216.2	6.4	6.0	0.94
計	784		15.5	6.2	3.8	0.61

コンパクト型 (処理目標水質: 20mg/ℓ以下)

〈処理目標水質達成率 73.6%〉

BOD	検査基数	割合	平均BOD	平均人槽	平均使用人員	平均人槽比
10.0) =	1,286	54.8%	4.7	6.0	3.2	0.53
10.1 ~ 20.0	440	18.8%	14.2	6.0	3.9	0.65
20.1 ~ 30.0	236	10.1%	24.0	6.0	4.1	0.68
30.1 ~ 40.0	119	5.1%	34.8	6.2	4.7	0.76
40.1 ~ 50.0	59	2.5%	44.6	6.0	4.6	0.77
50.1 ~ 60.0	50	2.1%	54.9	5.8	4.1	0.71
60.1 ~ 70.0	34	1.4%	65.0	6.1	4.6	0.75
70.1 ~ 80.0	22	0.9%	74.3	5.7	5.3	0.93
80.1 ~ 90.0	14	0.6%	84.3	5.9	4.0	0.68
90.1 ~ 100.0	21	0.9%	95.3	6.2	4.8	0.77
100.0 <	65	2.8%	163.3	5.8	4.4	0.76
計	2,346		19.3	6.0	3.6	0.60

流量調整型 (処理目標水質: 20mg/ℓ以下)

〈処理目標水質達成率 79.7%〉

BOD	検査基数	割合	平均BOD	平均人槽	平均使用人員	平均人槽比
10.0) =	1,253	57.8%	4.8	5.9	3.2	0.54
10.1 ~ 20.0	474	21.9%	13.7	5.9	3.7	0.63
20.1 ~ 30.0	190	8.8%	24.4	5.8	4.1	0.71
30.1 ~ 40.0	70	3.2%	35.2	5.7	3.8	0.67
40.1 ~ 50.0	43	2.0%	45.2	5.9	4.2	0.71
50.1 ~ 60.0	32	1.5%	54.3	5.8	4.3	0.74
60.1 ~ 70.0	25	1.2%	65.3	6.0	4.7	0.78
70.1 ~ 80.0	26	1.2%	75.5	6.3	5.1	0.81
80.1 ~ 90.0	14	0.6%	84.8	6.1	4.6	0.75
90.1 ~ 100.0	12	0.6%	95.0	5.7	4.5	0.79
100.0 <	29	1.3%	176.4	6.0	4.7	0.78
計	2,168		15.8	5.9	3.6	0.61

16年度新11条検査処理方式別BOD検査結果

(合併10人槽以下で、用途は専用住宅。ただし、使用人員が不明なものは除く)

構造例示型 (処理目標水質: 20mg/ℓ以下)

〈処理目標水質達成率 86.6%〉

BOD	検査基数	割合	平均BOD	平均人槽	平均使用人員	平均人槽比
10.0) =	4,614	61.9%	5.1	6.8	3.6	0.53
10.1~20.0	1,844	24.7%	13.9	6.8	4.0	0.59
20.1~30.0	592	7.9%	23.7	6.7	4.2	0.63
30.1~40.0	210	2.8%	34.9	6.8	4.4	0.65
40.1~50.0	85	1.1%	44.0	6.5	4.8	0.74
50.1~60.0	43	0.6%	53.9	6.6	5.0	0.76
60.1~70.0	30	0.4%	64.9	7.0	4.9	0.70
70.1~80.0	6	0.1%	77.2	7.0	5.2	0.74
80.1~90.0	10	0.1%	86.9	6.4	4.2	0.66
90.1~100.0	8	0.1%	92.9	6.4	4.8	0.75
100.0<	11	0.1%	157.5	6.1	5.2	0.85
計	7,453		11.1	6.8	3.8	0.56

コンパクト型 (処理目標水質: 20mg/ℓ以下)

〈処理目標水質達成率 86.2%〉

BOD	検査基数	割合	平均BOD	平均人槽	平均使用人員	平均人槽比
10.0) =	2,830	64.3%	4.6	6.2	3.3	0.53
10.1~20.0	964	21.9%	14.1	6.3	4.1	0.65
20.1~30.0	360	8.2%	23.7	6.3	4.4	0.70
30.1~40.0	126	2.9%	34.6	6.6	4.5	0.68
40.1~50.0	42	1.0%	43.6	5.8	4.2	0.72
50.1~60.0	21	0.5%	55.2	6.0	4.5	0.75
60.1~70.0	24	0.5%	64.3	6.5	5.1	0.78
70.1~80.0	10	0.2%	74.2	6.4	4.9	0.77
80.1~90.0	8	0.2%	84.4	7.0	5.9	0.84
90.1~100.0	5	0.1%	95.4	6.2	4.4	0.71
100.0<	13	0.3%	139.6	6.1	4.6	0.75
計	4,403		10.8	6.3	3.7	0.59

流量調整型 (処理目標水質: 20mg/ℓ以下)

〈処理目標水質達成率 89.4%〉

BOD	検査基数	割合	平均BOD	平均人槽	平均使用人員	平均人槽比
10.0) =	1,168	72.8%	4.4	6.0	3.4	0.57
10.1~20.0	267	16.6%	13.7	5.8	3.8	0.66
20.1~30.0	103	6.4%	24.3	5.9	4.1	0.69
30.1~40.0	30	1.9%	34.7	5.8	4.0	0.69
40.1~50.0	15	0.9%	44.7	5.8	4.9	0.84
50.1~60.0	7	0.4%	52.6	6.4	5.1	0.80
60.1~70.0	6	0.4%	64.8	5.7	5.3	0.93
70.1~80.0	1	0.1%	72.2	7.0	5.0	0.71
80.1~90.0	3	0.2%	83.9	6.3	5.0	0.79
90.1~100.0	1	0.1%	96.7	5.0	5.0	1.00
100.0<	3	0.2%	148.1	5.0	4.7	0.94
計	1,604		9.1	5.9	3.6	0.61

浄化槽保守点検実績報告書の記載方法について

昨年条例に基づく保守点検実績報告書の様式が変更になりましたが、未だ旧様式で提出している業者があります。

新しい様式により、以下の記載例を参考に作成して下さい。

保守点検実績報告書は、清掃実績報告書とともに、県が設置状況や未管理浄化槽を把握し、浄化槽対策を推進するための重要なデータとなりますので正確に作成し期限（毎年6月30日）までに必ず提出して下さい。

なお、新様式の保守点検実績報告書は、当協会総務課にて販売しております。

様式第16号(第16条)

(表)

浄化槽保守点検実績報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

(郵便番号 -)
 報告者 住所
 フリガナ
 氏名 印
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 (- -)

茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第16条の規定により、年 月から 年 月までの期間における浄化槽の保守点検の実績を次のとおり報告します。

報告に係る浄化槽保守点検業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所又は主たる事務所の所在地	(自社の保守点検登録番号を記入して下さい。)	市町村の名称		
				●実績を報告する市町村名を記入 〈例〉水戸市		
					●登録している営業所の名称を記入して下さい。 〈例〉水戸営業所	
		登録年月日及び登録番号	年 月 日第 123号			
番号	設置場所	浄化槽管理者の氏名	処理方式	処理対象人員(人)	保守点検回数	担当浄化槽管理士の氏名
1	〈例〉三の丸 3-11-13	〈例〉社団法人茨城県水質保全協会	〈例〉嫌気ろ床	10	〈例〉4回	茨城 健一
2	●地名、地番を正確に記入して下さい	↓	〈例〉分離接触ばっ気		↓	
3		●法人の場合は会社名を記入して下さい。			●点検回数を記入して下さい	
4			●処理方式を記入して下さい。※注意			
5						

「構造例示型」以外の浄化槽については、「合併その他」で記入しても結構です。

※注意事項

- 1 平成16年度から様式が変更になり、年1回の報告になりました。
 (4月1日～翌年3月31日の実績を6月30日迄に、各市町村管轄の地方総合事務所 環境保全課に提出して下さい。)
 ※P10の各地方総合事務所の市町村管轄を参考にして下さい。
- 2 大字から記入して下さい。
- 3 点検回数を記入して下さい。(点検年月日ではありません。)

協会のおもな行事

〈平成17年9月～平成18年2月〉

月 日	行 事 内 容	場 所
9月5日	浄化槽の日 全国浄化槽大会	東京會舘
10月5日	浄化槽維持管理連絡協議会 (水質保全協会・環境保全協会合同会議)	協会会議室
10月11日・12日	浄化槽技術研究集会	富山市
10月18日	第4回理事・支部長合同会議	協会会議室
10月20日・21日	全浄連関東支部生活排水対策特別研修会	鴨川市
10月26日	第2回囑託採水員講習会	協会会議室
11月4日	第2回事業推進委員会	協会会議室
	第1回事業推進・新11条検査推進特別委員会合同委員会	
11月12日・13日	茨城県民まつり / 環境フェア出展	つくばエクスプレス・みらい平駅前
11月15日・16日	浄化槽指定検査機関関東甲信越ブロック協議会	埼玉県
11月16日・17日	茨城県合併処理浄化槽普及推進市町村協議会担当者研修会	福島県
11月22日	第5回総務財政委員会	協会会議室
11月24日	浄化槽教室	筑西市
12月 5日	第2回事業推進・新11条検査推進特別委員会合同委員会	協会会議室
12月9日	第5回理事会	協会会議室
1月26日	設備業六団体合同「新春のつどい」	三の丸ホテル
1月26日	浄化槽教室	つくば市
1月31日	第3回事業推進・新11条検査推進特別委員会合同委員会	協会会議室
2月15日	浄化槽教室	石岡市
2月17日	第3回囑託採水員講習会	協会会議室
2月17日	第2回新11条検査推進特別委員会	協会会議室
2月17日	第4回事業推進・新11条検査推進特別委員会合同委員会	協会会議室
2月22日	浄化槽維持管理連絡協議会	協会会議室

新入会員

支 部	会 社 名	業 種
大 宮	(有) ライフ	工事・保守・清掃
常陸太田	(有) 共榮企業エンジニアリング	保守・清掃
潮 来	波崎クリーン (株)	保守・清掃
つ く ば	鈴木衛生	保守・清掃
	大栄クリーンライフ	保守

協会会員の動向

会員数537社

(平成18年2月28日現在)



涸沼 [茨城町]

茨城は、平坦な土地がら湖沼が多くあり、水戸のとなり町にある涸沼もその一つです。

この涸沼は、真水と海水が混じり合う汽水湖として広く知られており、多くの動植物が生息しています。特に有名なのがヤマトシジミで、みそ汁に入れると別格です。また、ヒヌマイトトンボは近年発見された生態系上貴重なトンボです。

このように自然豊かな涸沼は、キャンプを行う場所となったり、釣り人でにぎわっていますが、昔にくらべてハゼが釣れなくなったことなど、自然が少しずつ変化しているのが残念です。

浄化槽用語 一口メモ

「BOD」とは？

BODとは、Biochemical Oxygen Demandの略で、生物学的酸素要求量のことです。

水中の汚れが微生物の働きで分解されているときに消費される酸素の量で、汚れが多ければそれだけ酸素要求量が多くなるので、BODの数字は大きくなり、逆にきれいな水は値が小さくなります。

つまり微生物のピーちゃんは、汚れという「ご飯」をあればあるほど食べてしまいます。

その時食べたものを消化するのに、酸素が必要となるので、使われた酸素量が食べたご飯と比例します。

従って、使われた酸素の量が多ければ、ご飯の量も多いということになります。

魚がすすめる水質は一般的に、BOD 5 mg/l以下と言われています。



〒310-0011 茨城県水戸市三の丸3-11-13

社団法人 茨城県水質保全協会

総務部 TEL.029-227-4821 FAX.029-227-4822
E-メール ●ishk@herb.ocn.ne.jp

検査部 TEL.029-227-4836 FAX.029-227-4592
E-メール ●ishk@mx8.ttcn.ne.jp

ホームページ http://www.e-mizu-ibaraki.com/

協会の業務案内

総務部

- 浄化槽に係る広報及び啓発
- 浄化槽の機能保証事業
- 設置届出書、保守点検及び清掃カード等の図書類販売

検査部

- 浄化槽の法定検査
- 水質保全に関する教育指導
- 浄化槽の設計施工及び維持管理に関する指導
- 技術的相談業務
- 各種調査、試験（技術的なもの）

交通のご案内

協会案内図



徒歩

JR水戸駅北口
徒歩 15分～20分

バス

JR水戸駅北口から
日赤入口下車
徒歩 5～6分